

2019年5月14日

関係各位

会社名 三菱地所株式会社  
 代表者名 執行役社長 吉田 淳一  
 コード番号 8802  
 問合せ先 広報部長 佐藤 元洋  
 (TEL 03-3287-5200)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新について

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しないことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

当社は、2007年6月28日開催の第108回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、2010年6月29日開催の第111回定時株主総会、2013年6月27日開催の第114回定時株主総会、及び2016年6月29日開催の第117回定時株主総会において、それぞれ更新すること（内容の一部改定も含む）についてご承認頂き、現在に至っております（以下、更新後の本買収防衛策を「本プラン」といいます）。

本プランの有効期間は、2019年6月開催予定の第120回定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社では、機関投資家をはじめとする国内外の株主の皆様との対話を踏まえ、かねてより取締役会において、その在り方について、議論・検討を重ねてまいりました。その結果、昨今のコーポレートガバナンス強化の流れとこれに向けた当社の取組み等を総合的に勘案し、当社は本日開催の取締役会において、本プランを更新しないことといたしました。

当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社の成長に資する経営計画を策定し、これを着実に実行すると共に、これまでも積極的に取り組んでまいりましたコーポレートガバナンスの強化（近時の主な取組みは以下記載のとおり）に努めていくこと等を通じ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。また、当社株式の大量買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

#### <当社のコーポレートガバナンスに関する近時の主な取組み>

| 年月              | 取組み内容                            |
|-----------------|----------------------------------|
| 2016年6月         | 指名委員会等設置会社に移行、社外取締役比率を向上（15名中7名） |
| 2016年7月         | 役員報酬に譲渡制限付株式報酬を導入                |
| 2017年2月         | 取締役会の実効性評価を導入                    |
| 2017年9月         | 「三菱地所コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定      |
| 2018年4月         | 報酬委員会の構成を見直し（社外取締役のみで構成）         |
|                 | 役員報酬に株価連動報酬（ファントムストック）を導入        |
| 2019年6月<br>（予定） | 指名委員会の構成を見直し（社外取締役のみで構成）         |
|                 | 監査委員会の委員長を社外取締役に変更               |

以上